定款

株式会社サンユウ

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社サンユウと称し、英文では、SANYU CO.,LTD. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. みがき棒鋼および冷間圧造用鋼線の製造ならびに販売。
 - 2. みがき棒鋼および冷間圧造用鋼線の加工ならびに販売。
 - 3. 一般鋼材の販売。
 - 4. 不動産の賃貸ならびに管理。
 - 5. 金属加工機械の賃貸。
 - 6. 上記各項に付随する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府枚方市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他 やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載する方法で行う。

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、19,344千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株 予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は、法令また は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序 に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの 全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をし た株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他 法令で定める事項は、議事録に記載または記録し会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

(員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっ て行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時 までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長および取 締役相談役各1名を定めることができる。

(執行役員および役付執行役員)

- 第23条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。
 - 2. 取締役会は、その決議によって専務執行役員および常務執行役員各 若干名を定めることができる。

(執行役員規程)

第24条 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程に よる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序 に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査 役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。
 - 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経 ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合に おいて、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員 が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該 提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、 監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他 法令で定める事項は、議事録に記載または記録し会社に保存する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっ て行う。

(任期)

- 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会 を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の 過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他 法令で定める事項は、議事録に記載または記録し会社に保存する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令 の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年と する。

(期末配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として 中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過 してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 改定 1992年6月24日

改定 1994年6月27日

改定 1997年6月27日

改定 1998年6月26日

改定 1999年6月29日

改定 2000年6月29日

改定 2001年6月28日

改定 2002年6月27日

改定 2003年6月27日

改定 2004年6月29日

改定 2005年6月29日

改定 2006年6月29日

改定 2008年6月27日

改定 2009年6月29日

改定 2012年10月1日

改定 2015年6月26日

改定 2016年6月29日

改定 2018年6月28日

改定 2022年6月29日

改定 2023年6月29日